

特 許	判決年月日	令和6年3月26日	担 当 部	知財高裁第3部
	事件番号	令和5年（ネ）第10084号		

○ 発明の名称を「接触操作型入力装置およびその電子部品」とする特許権の侵害を理由として、第1審被告に対して不当利得返還を求めた事案において、第1審被告による商品の輸入、販売が第1審原告の特許権を侵害することを認め、第1審原告の請求を一部認容したが、認容額を原審より減額した事例

（事件類型）特許権侵害損害賠償等 （結論）原判決変更、第1審原告の控訴棄却

（関連条文）特許法102条3項

（関連する権利番号等）特許第3852854号

（原判決）東京地方裁判所令和2年（ワ）第13317号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「接触操作型入力装置およびその電子部品」とする特許（本件特許）に係る特許権（本件特許権）を有していた第1審原告（X）が、第1審被告（Y）の輸入、販売する製品（Y製品）は本件特許に係る発明の技術的範囲に属するものであり、Yが本件特許権を侵害したと主張して、Yに対して不当利得返還請求をした事案である。

Xは、本件訴えの提起時においては、不当利得返還請求とともに不法行為に基づく損害賠償請求をしていたが（選択的併合）、Yは、不法行為に基づく損害賠償請求権について消滅時効の抗弁を主張し、Xは、請求を不当利得返還請求のみに限定した。

原審が、Y製品は本件特許に係る発明の構成要件を充足し、YがY製品を輸入、販売を行うことは本件特許権の侵害に当たると判断し、実施料相当額等について不当利得があると認め、実施料率を0.5%として実施料相当額を算出し、4388万4112円及びこれに対する法定利息金の支払を求める限度でXの請求を認容したところ、X及びYがそれぞれ控訴を提起した。

なお、Yは、他の法人とともに、本件特許について特許無効審判を請求したが、審判請求不成立の審決がされ、同審決の取消請求の訴えを提起したが、本件訴訟の原審判決後、本判決がされる前に、上記審決取消請求を棄却する旨の判決が確定していた。Yは、上記審決取消訴訟において、本件訴訟で挙げたものと同一の主引例に基づく進歩性欠如の主張をしていた。

2 本判決は、以下のとおり判断し、Yの控訴に基づき原判決を変更し、Xの控訴を棄却した（認容額を1755万3642円及びこれに対する法定利息金の限度に減額した。）。

(1) Y製品は、本件特許に係る発明の構成要件をいずれも充足する（争点1－1、1－2）。

- (2) 本件特許の無効理由の有無につき、乙 8（実願昭 60－47970 号公報）に基づく進歩性欠如（争点 2－1）、乙 9（特開平 6－111695 号公報）に基づく進歩性欠如（争点 2－2）、乙 10（特開平 6－96639 号公報）に基づく進歩性欠如及び明確性要件違反（争点 2－4）は、いずれも認められない。
- (3) Y は、本件特許に係る発明の技術的範囲に属する Y 製品を輸入し、販売するのであれば、本来、X に対し、上記発明の実施の対価としての実施料を支払うべきであったといえるところ、これを支払うことなく Y 製品の輸入、販売を行ったものであるから、上記実施料相当額について法律上の原因なく利益を受けているといえ、X は、上記実施料を受領していないから、上記実施料相当額について損失があると認められる。そして、上記実施料相当額は、Y 製品の売上高に対して実施料率を乗じて算出するのが相当であるが、この料率については、第 1 審原告の不当利得返還請求権の発生原因が第 1 審被告による第 1 審原告の本件特許権の侵害であることを考慮すると、当該特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、当該特許発明自体の価値すなわち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、当該特許発明を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、特許権者と侵害者との競業関係や特許権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を踏まえ、特許権者等が当該特許権等の侵害があったことを前提としてこれを侵害した者との間で合意をするとしたならば、特許権者等が得ることとなるその対価を考慮して、合理的な料率を定めるべきである。

そして、本件特許に係る発明について相当な実施料率は 0.2% を下回らない。

本件訴訟の以前にも、Y が本件特許権を侵害したとして、X が Y に対して損害賠償を求めた訴訟（別件訴訟）が係属していたが（特許権侵害が問題となった製品の一部は、本件訴訟で問題とされた製品と同一である。）、Y が別件訴訟の判決の確定後には Y 製品を販売していないことなどからすれば、別件訴訟が提起された後に Y 製品の販売がされたことをもって、実施料率を高く算定すべき事情として過度に考慮すべきではない。